

【イギリス】不正行為による公的資金の損失に対処する法律の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2025年12月2日、公的機関（税務に関するものを除く。）に対する詐欺及び過誤による不正取引に関して、公的資金の損失への対処及び回収を目的とした法律が制定された。

1 背景

英国会計検査院は、2023/24年度に公共部門（税務及び社会保障に関するものを除く。）で発生した詐欺¹及び過誤による不正取引（以下「過誤取引」）²により総額50億ポンド³から300億ポンドの公的資金が失われたと推定した⁴。また、雇用年金省は、2023/24年度に社会保障制度における詐欺及び過誤取引により97億ポンドの過払が発生したと推定した⁵。2025年1月22日、政府は、詐欺及び過誤取引による公的資金の損失に対処し、回収することを目的とした法律案⁶を庶民院（下院）に提出した⁷。ケンドール（Liz Kendall）雇用年金大臣は、当該法律案の目的は、①新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生以降急増した、社会保障制度における過払の防止及び回収の取組を強化すること、②これまで政府が重点を置いてきた、税務及び社会保障制度における公的資金の損失回収に加え、公共部門全体の詐欺及び過誤取引による公的資金の損失についても対処を強化することであると述べた⁸。同年12月2日、国王裁可を受けて「2025年公的機関（詐欺、過誤及び回収）法」⁹が制定された。

2 主な内容

本法律は、全3部110か条及び附則6編から成り、本則の構成は、第1部「公的機関に代わって遂行可能な職務」（第1条～第75条）、第2部「社会保障など」（第76条～第104条）、第3部「一般規定」（第105条～第110条）である。第1部は、内閣府、特に公共部門詐欺対策局¹⁰の権限を拡大し、税務及び社会保障以外の分野における公的資金の損失（調達詐欺、補助金の不正使用など）に対処することを目的としており¹¹、イングランド及びウェールズに適用

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月9日である。

¹ fraud. 誰かが利益の獲得又は損失の回避を目的として意図的に行った不正な事案又は取引であるという証拠が存在するもの。National Audit Office, “Overview of the impact of fraud and error on public funds for the new Parliament 2023-24,” 2024.11.18, p.7. National Audit Office website <<https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2024/11/fraud-overview-2023-24.pdf>>

² error. 不正な事案又は取引であるが、誰も不正する意図がなかったと判断されるもの。ibid.

³ 1ポンドは約203円（令和8年1月分報告省令レート）。

⁴ National Audit Office, *op.cit.*(1), p.23.

⁵ Department for Work and Pensions, “Fraud and error in the benefit system, Financial Year Ending (FYE) 2024,” 2024.5.16. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/statistics/fraud-and-error-in-the-benefit-system-financial-year-2023-to-2024-estimates/fraud-and-error-in-the-benefit-system-financial-year-ending-fye-2024>>

⁶ Public Authorities (Fraud, Error and Recovery) Bill 167 2024-25. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/59-01/0167/240167.pdf>>

⁷ Heather Evennett and Russell Taylor, “Public Authorities (Fraud, Error and Recovery) Bill; HL Bill 96 of 2024-25,” 2025.5.9, p.3. UK Parliament website <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2025-0022/LLN-2025-0022.pdf>>

⁸ Liz Kendall, “Statement; Public Authorities (Fraud, Error and Recovery) Bill,” 2025.1.22. UK parliament website <<https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2025-01-22/hcws383>>

⁹ Public Authorities (Fraud, Error and Recovery) Act 2025 (c.28). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/28>>

¹⁰ Public Sector Fraud Authority. 2022年8月に内閣府に設置された、公共部門における不正対策の専門機関。

¹¹ Evennett and Taylor, *op.cit.*(7), pp.3, 5.

される（第 108 条）。第 2 部は、社会保障制度を管理する雇用年金省に詐欺及び過誤取引による過払に対応するための新たな権限を付与することを目的とし¹²、イングランド及びウェールズ並びにスコットランドに適用される（同条）。施行日は、制定日と同日に施行された第 3 部を除き、主務大臣の定める規則に委ねられている（第 109 条）。

（1）税務及び社会保障に関するもの以外の公共部門における詐欺及び過誤取引への対応

内閣府担当大臣（以下「大臣」）は、公的機関に対する詐欺に関して、①調査、②措置の執行、③回収可能額（詐欺又は過誤取引の結果として個人に支払われた金銭のうち、公的機関が回収する権利を有する金額）の回収などの職務を有する（第 1 条）。大臣は、他の公的機関（社会保障担当主務大臣及び歳入関税庁を除く。）の要請に基づき、①他の公的機関に対する詐欺の疑いについての調査若しくは措置の執行又は②他の公的機関に代わり金銭の回収をすることができる（第 2 条）。公的機関に対する詐欺について、必要とする情報の提供を求める権限を大臣に付与し（第 3 条）、大臣の職務を遂行する公的機関の授権された検査官（以下「検査官」）¹³が警察官と同様に検査をすること（裁判所に対する令状の申請、立入り、捜索、物品の押収など）を認める（第 7 条）。大臣は、回収可能額等に関して、州裁判所（Country Court）に回収命令を申請し（第 16 条）、支払義務者の口座がある銀行に対して直接控除命令¹⁴を発し（第 17 条）、支払義務者の雇用者に対して給与からの控除命令（deduction from earnings order）を発することができる（第 39 条）。大臣に対し、①大臣が公的機関に対する詐欺行為を行った、又は共謀したと確信した者及び②合理的な理由なく、調査権限又は回収権限により課された要件に従わなかった者に民事制裁金を科す権限を付与する（第 51 条、第 54 条）。大臣は、大臣の職務の遂行に関する審査を実施する、独立した者を任命しなければならない¹⁵（第 65 条）。

（2）社会保障制度における不正及び過誤への対応

雇用年金省に対し、特定の給付の受給資格を確認するために銀行その他の金融機関に情報提供を求める権限を認める（第 76 条～第 78 条）。説明責任等を確保するため、主務大臣は、受給資格を確認する権限の執行について審査を実施する独立した者を任命しなければならない（第 79 条）。雇用年金省による犯罪の検査において、雇用年金省の検査官が警察官と同様に検査をすることを認める（第 80 条、第 81 条）。主務大臣は、過払金の回収権限を行使する場合には、支払義務者に過払通知を交付しなければならず、合理的に可能な場合には、直接控除命令を発し（第 93 条～第 95 条）、支払義務者が過払金の回収に応じない場合には、裁判所に対し運転免許停止命令¹⁶の発令を申請できる（第 96 条）。給付金に限定されていた、主務大臣が提訴する代わりに民事制裁金を科す過払金の対象を、個人に対する財政的援助を目的として行う助成金などにまで拡大する（第 102 条）。支払義務者が民事制裁金を受け入れた場合には、社会保障の給付資格を喪失しないこととした（第 103 条）。

¹² “Explanatory Notes; Public Authorities (Fraud, Error and Recovery) Bill,” 2025.4.30, p.5. UK Parliament website <<https://bills.parliament.uk/publications/60588/documents/6449>>

¹³ 検査権限の行使を主務大臣から授権された上級管理職の公務員（第 7 条、第 80 条）。

¹⁴ direct deduction order. 支払義務者が銀行に口座を保有しており、当該口座から支払が可能な場合において、当該口座から金銭を回収する命令（第 17 条）。

¹⁵ 例えば、新たな検査権限の行使については既存の独立機関である警察・消防・救急サービス監察庁が審査を行う。Evennett and Taylor, *op.cit.*(7), p.7.

¹⁶ 債務者が、繰り返し返済を逃れ、債務残高が 1,000 ポンドを超える場合に、返済を確保するために運転免許の保有資格を一時的に剥奪する命令。Department for Work and Pensions, “Policy paper: DWP Debt recovery powers in the Public Authorities (Fraud, Error and Recovery) Bill: Factsheet,” 2025.6.19. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/67dc396e931ea30d1b7ee397/dwp-debt-recovery-factsheet.pdf>>